

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第5-69号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（試験の<u>周知</u>）</p> <p>第7条 試験の<u>周知</u>は、<u>県のホームページへの掲載</u>その他適切な広報手段により行わなければならない。</p> <p>（<u>周知</u>の内容）</p> <p>第8条 試験の<u>周知</u>の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>（試験の<u>公示</u>）</p> <p>第7条 試験の<u>公告</u>は、<u>県報に登載するほか、テレビ、ラジオ、新聞</u>その他適切な広報手段により行わなければならない。</p> <p>（<u>公示</u>の内容）</p> <p>第8条 試験の<u>公告</u>の内容は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。